

相続税調査、「ことさら過少」の重加賦課ポイント

争訟に備え、税理士による 財産確認の詳細を証拠化

争訟（再調査の請求、審査請求及び訴訟提起）が見込まれる相続税調査で、「ことさら過少」理論により重加算税を賦課する場合、課税当局は、税理士が行った財産確認の詳細な証拠化を重要ポイントとしているようだ。本特集では、当局の調査担当者向け資料から、重加算税の賦課要件（積極的な隠蔽・偽装行為、「ことさら過少」理論）、税理士への虚偽説明（特段の行動）に係る裁決事例、争点整理表の記載例などを紹介する。

特段の行動＝過少申告という内心の意図の発現行為

通則法68条1項に規定する重加算税の賦課要件については、積極的な「隠蔽・偽装行為」がない場合であっても、いわゆる「ことさら過少」理論（最高裁判平成7年4月28日判決）の要件を満たす場合は、重加算税の賦課が可能とされる。

「ことさら過少」理論の要件は、納税者が、真実の課税標準を認識（申告が必要な財産の

認識）していたことを前提として、当初から所得（相続財産）を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その過少申告の意図に基づく申告をしたことであり、当該「特段の行動」について、課税当局は、その行動が過少申告という内心の意図の発現行為であることを認定する必要があるとしている（図参照）。

原処分庁、少なくとも2回は預金の存在を伝える機会あった

争訟が見込まれる相続税事案において、「ことさら過少」理論により重加算税を賦課する場合の認定ポイントを確認するため、課税当局は2つの裁決事例を取り上げている。

1つ目の事例は、被相続人名義の普通預金を申告しなかったことに対する重加算税の賦課決定処分が適法と判断された事例（令和3年2月16日裁決）。

本事案では、請求人が、税理士の財産確認

に対して本件預金の存在を伝えなかったことが、相続財産を過少に申告するという意図を外部からもうかがい得る特段の行動に当たるか否かが争われた。

原処分庁は、①請求人は税理士から被相続人名義に係る預金の資料を全て提出するように言われて、少なくとも2回は税理士に本件預金の存在を伝える機会があったにもかかわらず、これを伝えなかった、②税理士が作成